

改正卸売市場法の概要について

改正卸売市場法は、平成30年6月22日に公布され、平成32年6月21日から施行することとされた。

1 改正理由

食品流通においては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化が進んでいる。こうした状況の変化に対応して、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るために、卸売市場においては創意工夫を生かした取組を促進するとともに、流通の合理化と取引の適正を図ることが必要である。

2 主な改正内容

(1) 卸売市場の認定等

生鮮食料品等の公正な取引の場として、6つの共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定、公表し、指導・検査監督する。

ア 地方卸売市場に関する見直しについて

	現行	改正後
開設者	都道府県知事による許可（報告徴収、検査、監督処分等）【手続は条例委任】	都道府県知事が認定（報告徴収、検査、措置命令等）
卸売業者	都道府県知事による許可（報告徴収、検査、監督処分等）【手續は条例委任】	許可制度の廃止

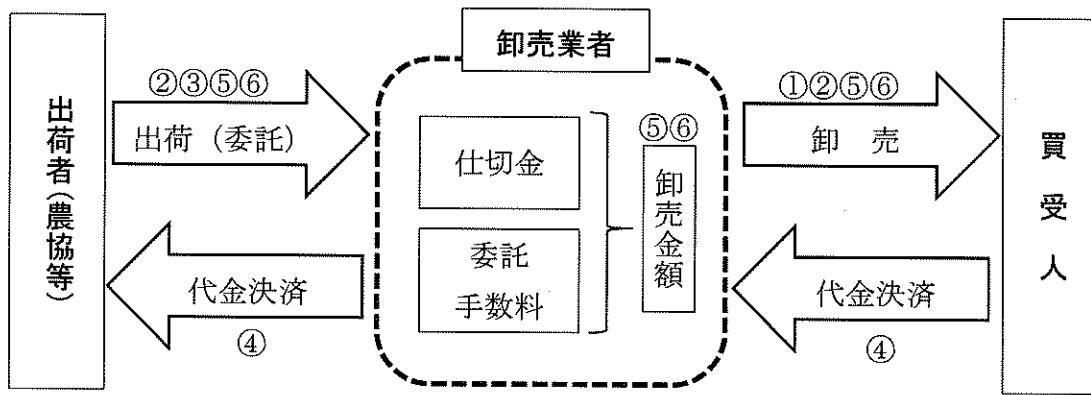
イ 6つの共通ルールの設定

中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者は、次の6つの共通ルールを遵守事項として業務規程に定めるものとし、その他の取引ルールは各市場で定める。

	共通ルール	内容
①	売買取引の方法の公示	【開設者】 せり賣、入札、相対取引など売買取引の方法を業務規程に定め、インターネットの利用その他適切な公示方法により公表すること。

	共通ルール	内容
②	差別的取扱いの禁止	<p>【開設者】 取引参加者に対して、差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>【卸売業者】 出荷者、仲卸業者等の買受人に対して、差別的な取扱いをしてはならない。</p>
③	受託拒否の禁止	<p>【卸売業者】 卸売のための販売の委託申込みがあった場合、正当な理由がなければ引受けを拒んではならない（中央卸売市場のみ）。</p>
④	代金決済ルールの策定・公表	<p>【開設者】 支払期日や支払方法などを業務規程に定め、インターネットの利用その他適切な公表方法により公表すること。</p>
⑤	取引条件の公表	<p>【卸売業者】 次の事項についてインターネットの利用その他適切な公表方法により公表すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱品目 ・営業日及び営業時間 ・生鮮食料品等の引渡しの方法 ・委託手数料等の種類、内容及びその額 ・販売代金の支払期日及び支払方法 ・奨励金等がある場合、その種類、内容及びその額
⑥	取引結果の公表	<p>【開設者】 日ごとの卸売予定数量、卸売の数量及び価格をインターネットの利用その他適切な公表方法により公表すること。</p> <p>【卸売業者】 日ごとの卸売予定数量、卸売の数量及び価格並びに月ごとの委託手数料の受領額及び奨励金の交付額をインターネットの利用その他適切な公表方法により公表すること。</p>

<参考：卸売市場における取引の流れと適用されるルール>



(2) 県条例に係る規定の廃止

- (ア) 地方卸売市場の開設及び業務に関する条例への委任
- (イ) 都道府県卸売市場整備計画の策定
- (ウ) 都道府県卸売市場審議会の設置

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法 の一部を改正する法律案の概要

背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

法案の概要

1 卸売市場法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める。
(第3条)
〔・業務の運営に関する事項　　・施設に関する事項　　・その他重要事項〕
- (2) 基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。(第4条から第14条まで)
 - ① 売買取引の方法の公表
 - ② 差別的取扱いの禁止
 - ③ 受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ)
 - ④ 代金決済ルールの策定・公表
 - ⑤ 取引条件の公表
 - ⑥ 取引結果の公表
 - ⑦ その他の取引ルールの公表(※)
※ 第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。
- (3) 国は、2(2)の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助できる。(第16条)

2 食品流通構造改善促進法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。(第4条)
〔・流通の効率化　　・品質・衛生管理の高度化
・情報通信技術等の利用　　・国内外の需要への対応〕
- (2) 農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。(第5条)
- (3) 認定を受けた者は、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資等の支援を受けることができる。(第7条から第26条まで)
- (4) 農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する。(第27条から第29条まで)

※上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。